**平成２８年度人権施策**

**並びに予算に関する要望書**

**平成２７年７月**

**大阪府**

**大阪府市長会**

**大阪府町村長会**

平成２７年７月２２日

**平成２８年度人権施策並びに予算に関する要望書**

大阪府知事　　松　井　一　郎

大阪府市長会会長　　田　中　誠　太

大阪府町村長会会長　　松　本　昌　親

大阪府及び府内市町村の様々な人権問題解決のための施策の推進に、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

大阪府及び府内市町村におきましては、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、人権意識の高揚を図るための施策、人権擁護に資する施策を推進しています。

しかしながら、障がい者や外国人への就労等の差別、子どもへの虐待やいじめ、女性への暴力などの人権侵害に加えて、戸籍謄本等の不正取得、インターネット上での人権侵害事象や在日外国人に対するヘイトスピーチ、不動産取引に関連して部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたという差別調査事象が引き続き発生するなど、人権を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

今後とも、大阪府及び府内市町村は連携しながら更なる人権施策の充実を図ってまいりますが、人権問題の早期かつ根本的な解決のためには、国における施策の充実や必要な財源の確保などが不可欠です。

ついては、本要望書に記載の要望内容について適切な措置を講じられるようお願い申し上げます。

目　　　　　　次

内閣府　･････････････････････････････････････ 　１

総務省　･････････････････････････････････････ 　２

法務省　･････････････････････････････････････ 　４

財務省･･････････････････････････････････････ 　 ７

文部科学省　･････････････････････････････････････ 　８

厚生労働省　･････････････････････････････････････ 　９

経済産業省 ･････････････････････････････････････ １２

国土交通省 ･････････････････････････････････････ １４

警察庁 ･････････････････････････････････････ １６

**内閣府**

**１　市町村配偶者暴力相談支援センターの設置の促進について**

平成２０年の改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（※）」の施行によって、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として規定されたところですが、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のため、被害者のもっとも身近な相談窓口として、適切な支援を行えるよう市町村での支援センターの早期設置を促進する必要があります。

市町村支援センターを早期設置できるよう、市町村に対して専門職員の配置に向けた支援や必要な財政措置を講じてください。

（※）平成２６年１月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正。

**２　子どもの貧困対策の推進について**

　　平成２６年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年８月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されましたが、子どもの貧困対策の推進にあたっては、すべての子どもが安定した生活環境のもとで等しく教育を受けることができるよう、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等について、国の責任において必要な財源を確保したうえで、支援策を総合的に充実させ子どもの貧困撲滅につながる実効あるものとしてください。

**総務省**

**１　インターネット等を利用した差別行為の防止対策について**

高度情報化社会の進展に伴い、インターネット等を悪用して、いわゆる同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、特定個人・団体や不特定多数を誹謗・中傷するなど悪質な差別事象が多数発生しています。インターネット上の有害情報への対応については、プロバイダ関係４団体が「契約約款モデル」を作成し、「他者への不当な差別を助長する行為」を禁止事項に掲げていますが、プロバイダによって対応は様々です。また、禁止事項に該当するかどうかの判断は各プロバイダに委ねられており、どのような書き込みが該当するかが明確でないため、削除等の措置を講じられていないのが現状です。

プロバイダによる削除等の自主的な対応を促進するため、「契約約款モデル条項」の禁止事項として、同和地区の所在地情報の掲示等具体的な事例を例示するとともに、各プロバイダによって違う差別助長行為への対応を先進的なものに統一化することについて国主導の研究会等で提言するなど、国が業界の自主規制に方向性を与えるよう、より具体的な取組みを行ってください。

また、契約約款に違反する行為について、プロバイダが情報の送信を防止する措置を講じたとしても、賠償責任が生じないことをプロバイダ責任制限法に盛り込み、法規範として明確化してください。

**２　本人通知制度等による住民票の写し等の不正請求の防止対策について**

住民票の写し等の不正取得を防止するため、平成２０年５月に改正住民基本台帳法が施行されました。しかし、平成２３年１１月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成２４年９月には、同様の手法による不正請求が発覚するなど、引き続き不正請求事件が発生しています。そのため、不正請求の実態把握や個人情報保護を徹底させるための制度充実、取組みの強化が求められています。

不正請求の防止のため、大阪府内では、本人通知制度〔事前登録制〕が全ての市町村で導入されました。

　　抑止効果をさらに高めていくには、統一的な実施ができるよう本人通知制度の法制化を行い、全国すべての市町村で導入されることが必要です。

　　こうしたことから、以下の点について、必要な措置を講じてください。

（１）引き続き全国における不正請求事件の実態把握に努めていただくとともに、地方公共団体が全国で発生している不正請求の実態や原因を把握し、有効な対策の検討を進めるため、実態把握された情報を地方公共団体へ提供するなど、不正請求の防止に向けた必要な措置を講じてください。

（２）愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、本人通知制度が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあり、不正請求の抑止効果が認められます。つきましては、不正請求の防止を徹底させるため、住民票の写し等の交付の事実を被交付請求者へ通知する本人通知制度の法制化に向けた検討を進めるとともに、交付請求者の氏名等の情報を被交付請求者に開示することができるよう必要な措置を講じてください。

（３）偽造委任状による不正請求を防止するため、委任状の確認方法について基準や対応方針を明確に規定するなど、有効な措置を講じてください。

（４）特定事務受任者（８士業）の「職務上請求書」の適正使用など住民票の写し等の厳正な取扱い及び人権尊重の観点からその厳正な取扱いの重要性について、貴省が監督する団体に対し、なお一層の周知徹底を図られるとともに、不正使用の再発防止に向けて、職務上請求時に疎明資料を添付させることや「職務上請求書」の様式を統一するなど、関係省庁と連携し、偽造防止策について必要な措置を講じるよう働きかけてください。

**法務省**

**１　人権教育・啓発に関する施策の推進及び地方公共団体に対する財政支援の充実について**

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、着実かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策の推進に努めてください。その際には、内閣府、文部科学省等とも連携し、具体的な差別事象を踏まえた実効性のあるものとなるようにしてください。

また、適切な人権教育・啓発に関する事業の実施に支障が出ないよう、地方公共団体に対する財政支援のより一層の充実を図るとともに、国庫委託費の執行自由度を高めるための措置を講じてください。

**２　人権救済等に関する法制度の確立について**

児童や高齢者の虐待などの人権問題に加え、インターネット上の差別書き込みなど様々な人権侵害による被害者を救済するため、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的に大きな問題となっています。国においては、ポスターやインターネット広告などによる啓発に取り組まれているところですが、更なる拡充を図ってください。また、法による対応も含め、実効性のある対策を講じてください。

**３　本人通知制度等による戸籍謄本等の不正請求の防止対策について**

　　戸籍謄本等の不正取得を防止するため、平成２０年５月に改正戸籍法が施行されました。しかし、平成２３年１１月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成２４年９月には、同様の手法による不正請求が発覚するなど、引き続き不正請求事件が発生しています。そのため、不正請求の実態把握や個人情報保護を徹底させるための制度充実、取組みの強化が求められています。

不正請求の防止のため、大阪府内では、本人通知制度〔事前登録制〕が全ての市町村で導入されました。

抑止効果をさらに高めていくには、統一的な実施ができるよう本人通知制度の法制化を行い、全国すべての市町村で導入されることが必要です。

　　こうしたことから、以下の点について、必要な措置を講じてください。

（１）引き続き全国における不正請求事件の実態把握に努めていただくとともに、地方公共団体が全国で発生している不正請求の実態や原因を把握し、有効な対策の検討を進めるため、実態把握された情報を地方公共団体へ提供するなど、不正請求の防止に向けた必要な措置を講じてください。

（２）愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、本人通知制度が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあり、不正請求の抑止効果が認められます。つきましては、不正請求の防止を徹底させるため、戸籍謄本等の交付の事実を被交付請求者へ通知する本人通知制度の法制化に向けた検討を進めるとともに、交付請求者の氏名等の情報を被交付請求者に開示することができるよう必要な措置を講じてください。

（３）偽造委任状による不正請求を防止するため、委任状の確認方法について基準や対応方針を明確に規定するなど、有効な措置を講じてください。

（４）特定事務受任者（８士業）の「職務上請求書」の適正使用など戸籍謄本等の厳正な取扱い及び人権尊重の観点からその厳正な取扱いの重要性について、貴省が監督する団体に対し、なお一層の周知徹底を図られるとともに、不正使用の再発防止に向けて、職務上請求時に疎明資料を添付させることや「職務上請求書」の様式を統一するなど、関係省庁と連携し、偽造防止策について必要な措置を講じるよう働きかけてください。

**４　インターネット等を利用した差別行為の防止対策について**

高度情報化社会の進展に伴い、インターネット等を悪用して、いわゆる同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、特定個人・団体や不特定多数を誹謗・中傷するなど悪質な差別事象が多数発生しています。インターネット上の有害情報への対応については、プロバイダ関係４団体が「契約約款モデル」を作成し、「他者への不当な差別を助長する行為」を禁止事項に掲げていますが、プロバイダによって対応は様々です。また、禁止事項に該当するかどうかの判断は各プロバイダに委ねられており、どのような書き込みが該当するかが明確でないため、削除等の措置を講じられていないのが現状です。

プロバイダによる削除等の自主的な対応を促進するため、「契約約款モデル条項」の禁止事項として、同和地区の所在地情報の掲示等具体的な事例を例示するとともに、各プロバイダによって違う差別助長行為への対応を先進的なものに統一化することについて国主導の研究会等で提言するなど、国が業界の自主規制に方向性を与えるよう、より具体的な取組みを行ってください。

また、契約約款に違反する行為について、プロバイダが情報の送信を防止する措置を講じたとしても、賠償責任が生じないことをプロバイダ責任制限法に盛り込み、法規範として明確化してください。

**５　土地に関する差別調査への対応について**

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正し、平成２３年　　１０月１日から施行しました。

差別につながる土地調査を条例で規制することには限界があることから、全国レベルでの実効ある取組みができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、国民や業界団体に対し、教育啓発をより一層強化するなど、再発防止に向けた措置を講じてください。

**６　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律施行における外国人住民への配慮について**

（１）外国人住民の人権を尊重し、負担軽減を図るため、改正入管法・入管特例法における住居地以外の事項の届出及び再交付の申請等の代理資格者の範囲を、高齢者や障がい者などについては委任状持参者まで拡大するなど、特段の配慮をしてください。

（２）特別永住者及び永住者に対し、特別永住者証明書及び在留カードの更新通知を個別に行うなど、本人が不利益を被ることのないように万全を期してください。

（３）我が国への定着性が高い永住者について、在留カードの常時携帯義務の免除、再入国許可、罰則など特別永住者と同様の改善を図ってください。

**財務省**

**１　戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について**

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成２０年５月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成２３年１１月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。

特に本事件では、逮捕された法務事務所経営者の顧問税理士の関与も明らかになっております。また、平成２４年９月には、別件の行政書士の職務上請求書の偽造による不正請求が発覚するなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、｢職務上請求書｣の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

**文部科学省**

**１　様々な人権問題の解決に向けた教育施策の充実について**

（１）大学においては、様々な人権問題の解決に向けた人権教育に係る講座、科目を設置し、積極的に実施するよう指導するとともに、特に教員養成機関においては必修としてください。

　　　具体的には、大学の教職課程上の「教職に関する科目」に「人権教育の方法及び技術に関連する内容」を位置付け、当該内容の講座開設を大学の任意の判断ではなく、国として必修化してください。

（２）人権教育を担う人材の養成のための高等教育機関の設置について

人権教育を体系的・計画的に推進していくためには、様々なレベルの指導者の養成が必要となりますが、とりわけ、人権研修・啓発のプランナーやそれらを養成する指導者、専門的な研究を行う指導者の養成機関として、夜間大学院（大学院大学）など、社会人の再教育も視野に入れた高等教育機関の設置に向けて、有効な取組みが進められるよう適切な措置をお願いします。

また、高等教育機関において専門的・分野横断的で学術的・実践的な人権教育にかかる研究等が可能となるよう、積極的に取り組んでください。

**２　大学卒業生等の就職に係る公正な採用選考の取組みについて**

大学卒業生等の採用応募・選考時における就職差別につながる問題事象について、解消に向けた具体的な取組みが行われるよう、全国の大学等に対して強く要請してください。

また、就職を希望する学生に対しての啓発（問題事象の事例・公正採用の考え方・解決に向けた手法・相談窓口など）を個々の大学等に任せるのではなく、厚生労働省と連携して資料を作成し、十分に周知してください。

さらに、卒業予定者等が問題事象に巻き込まれた場合には、大学・厚生労働省と連携した課題解決と今後の問題発生の抑制を図るため、個別の啓発・側面援助を行うことで問題事象解決に向けた特段の働きかけを講じてください。

**厚生労働省**

**１　住民主体の地域福祉を進め、共に支え合う地域社会の実現**

日常生活自立支援事業における生活支援員を派遣する場合の利用料について、住民税非課税世帯等低所得世帯に対する利用料の一部免除等を実施できるよう税財源措置を充実してください。

また、今後、補助基準等を含めた事業のあり方を検討するにあたり、円滑かつ持続的な運営が可能な制度となるよう、都道府県の意見を求めるとともに、国の考え方を速やかに明示してください。

**２　隣保館における財政措置等の充実について**

隣保館において、今後とも地域住民の福祉の向上や人権尊重の「コミュニティづくり」を進める拠点として各種の事業が、市町の実情に沿って総合的に実施できるよう引き続き財政措置等を講じてください。

また、地方改善施設整備事業についても、十分な財政的措置等を講じてください。

**３　生活福祉資金修学資金貸付制度における民生委員意見書添付要件の廃止等について**

生活福祉資金修学資金貸付制度における民生委員意見書の添付要件を廃止してください。

また、生活保護世帯については、大学等在学中の生活資金も生活福祉資金更生資金（技能習得費）貸付制度において貸付できるよう特段の配慮をしてください。

**４　ひとり親家庭等の自立支援策の充実について**

ひとり親家庭等の自立を支援するため、今後展開されるひとり親家庭等対策については、その生活実態を踏まえた、真に実効性ある施策を講じる必要があります。市及び福祉事務所設置町におけるひとり親家庭等福祉施策の取組みが地域隔差を生じることなく推進されるよう、事業実施に必要な財源を十分確保し、現況以上に地方へ負担を求めることのないよう配慮してください。

また、平成２５年３月施行の「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」や平成２６年１０月施行の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を実効あるものとするため、事業者への積極的な働きかけや必要な財源措置などを講じてください。

**５　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく施策の実施について**

ハンセン病回復者が、地域社会から孤立することなく、良好でかつ平穏な生活を営むことができるよう、①ハンセン病問題に関する啓発②ハンセン病療養所入所者の社会復帰及び療養所退所者に対する社会生活支援の充実、に向けて国自ら取り組むとともに、上記①②の事業を実施する地方公共団体に対し、継続して充実した取組みが実施できるよう必要な財政措置等を講じてください。

**６　精神障がい者の運賃割引等について**

我が国が批准した障害者権利条約には、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されています。

とりわけ、第２０条（個人の移動を容易にすること）においては、締約国は、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として、「障がい者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と記載されています。

しかしながら、公共交通機関において、身体障がい者及び知的障がい者については運賃割引の対象となっているにもかかわらず、精神障がい者はほぼ対象外です。

障害者基本法では、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっていることからしても、公平性に欠けると考えられます。

ＪＲを始めとする公共交通機関に対し、精神障がい者に運賃割引が適用されるよう、関係省庁と連携して必要な措置を講じてください。

**７　大学卒業生等の就職に係る公正な採用選考の取組みについて**

大学卒業生等の採用応募・選考時の面接において、「出身地」や「家族状況」等に関する質問など就職差別につながるような問題事象が依然として報告されています。

公正な採用選考を推進する観点から、企業等に対する啓発を強化してください。

また、就職を希望する大学生等に対しての啓発（問題事象の事例・公正採用の考え方・解決に向けた手法・相談窓口など）を文部科学省と連携して資料を作成し、十分に周知してください。

大学生等の多くがインターネットのナビサイトを通じた就職活動を行っていますが、ナビサイトを利用した企業等が公正な採用選考に反する設問を設定している事象もあることから、全国的なナビサイトの運営会社に対して、公正な採用選考に反する設問の設定が行われることが無いよう、啓発を行ってください。

雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためＩＬＯ第１１１号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めていただくことに加え、雇用についての差別待遇を受けない権利を保障するよう、労働関係法の整備等必要な措置を講じてください。

**８　就職困難者等に対する雇用・就労支援施策の構築について**

障がい者、母子家庭の母親、父子家庭の父親、中高年齢者等、働く意欲は高いものの、健康面での不安など、就労にあたり様々な困難を抱えた就職困難者等に対する雇用・就労支援策について、引き続き強化･充実を図ってください。

また、平成２７年４月に生活困窮者自立支援法が施行されましたが、生活困窮者の就労支援にあたっては、個人の状況に応じた多様な支援が必要であり、また、企業に対しても雇用環境整備等の支援の仕組みが必要となってくることから、就労支援機能の強化・体制整備等の必要な財源措置を講じてください。

**９　戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について**

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成２０年５月に改正戸籍法及び改正住民基本台

帳法が施行されました。

しかし、平成２３年１１月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成２４年９月には、同様の手法による不正請求が発覚するなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、｢職務上請求書｣の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

**経済産業省**

**１　インターネット等を利用した差別行為の防止対策について**

高度情報化社会の進展に伴い、インターネット等を悪用して、いわゆる同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、特定個人・団体や不特定多数を誹謗・中傷するなど悪質な差別事象が多数発生しています。

インターネット上の有害情報への対応については、プロバイダ関係４団体が「契約約款モデル」を作成し、「他者への不当な差別を助長する行為」を禁止事項に掲げていますが、プロバイダによって対応は様々です。

また、禁止事項に該当するかどうかの判断は各プロバイダに委ねられており、どのような書き込みが該当するかが明確でないため、削除等の措置を講じられていないのが現状です。

プロバイダによる削除等の自主的な対応を促進するため、「契約約款モデル条項」の禁止事項として、同和地区の所在地情報の掲示等具体的な事例を例示するとともに、各プロバイダによって違う差別助長行為への対応を先進的なものに統一化することについて国主導の研究会等で提言するなど、国が業界の自主規制に方向性を与えるよう、より具体的な取組みを行ってください。

また、契約約款に違反する行為について、プロバイダが情報の送信を防止する措置を講じたとしても、賠償責任が生じないことをプロバイダ責任制限法に盛り込み、法規範として明確化してください。

**２　土地に関する差別調査への対応について**

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正し、平成２３年　　１０月１日から施行しました。

差別につながる土地調査を条例で規制することには限界があることから、全国レベルでの実効ある取組みができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携して差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、再発防止に向け、関係業界団体を通じた全国事業所への指導及び国民への啓発等について、引き続き適切な措置を講じてください。

**３　戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について**

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

　　戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成２０年５月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成２３年１１月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成２４年９月には、同様の手法による不正請求が発覚するなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、｢職務上請求書｣の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

**国土交通省**

**１　土地に関する差別調査及び宅地建物取引の場における人権問題への対応について**

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正し、平成２３年　　１０月１日から施行しました。

差別につながる土地調査を条例で規制することには限界があることから、全国レベルでの実効ある取組みができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携して差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、再発防止に向け、関係省庁と連携して関係業界団体を通じた全国事業所への指導及び国民への啓発等について、引き続き適切な措置を講じてください。

さらに、宅地建物取引士に対しては、平成２７年４月の改正宅地建物取引業法の施行に併せ、法定講習や当該講習のテキストにおいて、人権に関する内容の充実が図られたところですが、引き続き、宅地建物取引業者に対する指導・啓発を行ってください。

**２　戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について**

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成２０年５月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成２３年１１月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成２４年９月には、同様の手法による不正請求が発覚するなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、｢職務上請求書｣の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

**３　精神障がい者の運賃割引等について**

　　我が国が批准した障害者権利条約には、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されています。

　　とりわけ、第２０条（個人の移動を容易にすること）においては、締約国は、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として、「障がい者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と記載されています。

　　しかしながら、公共交通機関において、身体障がい者及び知的障がい者については運賃割引の対象となっているにもかかわらず、精神障がい者はほぼ対象外です。

 　　障害者基本法では、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっていることからしても、公平性に欠けると考えられます。

　　ＪＲを始めとする公共交通機関に対し、精神障がい者に運賃割引が適用されるよう、関係省庁と連携して必要な措置を講じてください。

**警察庁**

**１　「探偵業の業務の適正化に関する法律」の見直しについて**

平成１９年６月に「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行されましたが、探偵調査業者等による戸籍謄本等の不正入手事件が全国で発生しており、差別的な身元調査に利用されるおそれが懸念されます。

最近でも、平成２３年１１月に、愛知県において警察捜査員の戸籍謄本等が取得されるなど、探偵業者等の関与した全国規模の事件が発覚しており、大阪府においても多数の不正請求が明らかになっています。

戸籍謄本等を不正入手するなどの情報収集行為は、「実地の調査」には当たらないことから同法に定義された探偵業務とはならず、現行法では規制できない状況です。

ついては、事件の再発防止、人権擁護の観点から、調査業者に対する実効性のある規制が可能となるよう、早急に法改正してください。

また、法改正が行われるまでの間、全国の探偵業者へその業務の適正化に関し、なお一層の指導を行うなど、再発防止に努めてください。

**２　インターネット上の人権侵害対策取組みの強化について**

高度情報化社会の進展に伴いインターネット等を悪用して、いわゆる同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、特定個人・団体や不特定多数を誹謗・中傷するなど悪質な差別事象が多数発生しております。

こうした状況を踏まえ、人権尊重の視点に立ち、プロバイダ等への対応依頼や関係機関等への情報提供など、インターネット・ホットラインセンターによる取組みを一層推進してください。